

和木町寝具丸洗い事業利用助成要綱

(昭和63年10月1日要綱第 号)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり者が日常生活に使用する、ふとん等寝具の丸洗いを行うことにより心のやすらぎを与えるとともに、健康の保持と生活環境の向上を図ることを目的とす。

(対象者)

第2条 この要綱により、ふとん等寝具の丸洗い事業利用の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は次の各号に定めるところによる。

(1) 和木町内に1年以上住所を有する者

(2) 身体上又は精神上の著しい障害のため、次のいずれかの状態に6ヶ月以上あり、今後もその状態が継続すると認められる者

ア 常時臥床している者

イ 常時臥床していないが、歩行・食事・入浴・排便・洗面等日常生活の大半を他人の介護によらなければならない者

(事業の委託)

第3条 この事業の一部または全部を和木町社会福祉協議会に委託することができるものとする。

(事業の内容)

第4条 町長は、対象者が使用する敷布団・掛布団等寝具の丸洗い（以下「寝具丸洗い」という。）を対象者1人につき、一会計年度2回を限度として民間業者（以下「委託業者」という。）に委託して実施するものとする。

(助成金の額)

第5条 寝具丸洗い事業利用料金の助成は、対象者が寝具丸洗い事業を利用した場合に当該対象者に代って委託業者に対して助成金を交付するものとする。

2 寝具丸洗い事業利用料金の助成交付額は、寝具丸洗い1回につき、その料金が5,000円を超える場合は、5,000円。5,000円以下の場合は、その全額を助成することができるものとする。

(申請等)

第6条 寝具丸洗いを受けようとする対象者は、寝具丸洗い事業申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を調査し、適正であると認めるときは対象者に和木町寝具丸洗い券(様式第2号、以下「寝具丸洗い券」という。)を交付するものとする。

(譲与等の禁止)

第7条 寝具丸洗い券は、これを譲与又は売却するほか、この要綱に定める目的以外に使用してはならない。

(届出)

第8条 寝具丸洗い券の交付を受けた対象者は、住所若しくは氏名等を変更したとき又は対象者でなくなったときは、速やかに町長に届出なければならない。

(実施の方法等)

第9条 寝具丸洗いを実施した対象者は、その都度委託業者に寝具丸洗い券を手交して行うものとする。

(助成金の支払請求)

第10条 助成金の支払の請求は、委託業者が当月分を翌月10日までに寝具丸洗い券を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託業者に助成金相当額を交付するものとする。

(返還等)

第12条 町長は、偽り、その他不正行為によりこの要綱に基づく寝具丸洗い券の交付を受け利用した場合は、その不正行為に係る助成金相当額を本人から徴収するとともに、寝具丸洗い券の返還を求め、以後寝具丸洗い券の交付を中止するものとする。

(再交付)

第13条 町長は、対象者から寝具丸洗い券の汚損又は紛失の届出があったときは既に交付した寝具丸洗い券は無効とし、再交付の表示をして再交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。